

第 6215 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月11日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 満期保険金のある損害保険の保険料

Q：当社では、満期保険のある損害保険に加入することを検討しています。保険料は、どのように取り扱われますか？

A：積立保険料に相当する部分は、資産に計上し、その他の部分の金額は、保険期間の経過に応じて損金の額に算入します。

【解説】

お尋ねのような満期保険金のある損害保険の保険料は、危険の担保に充てるための掛捨ての損害保険料部分と、契約満了時に契約者に支払う返戻金に充てるための積立保険料部分から成り立っています。

こうした保険料については、次のように取扱うこととされています。

① 積立保険料に相当する部分の金額

保険期間の満了又は保険契約の解除もしくは失効のときまで資産に計上する。

② その他の部分の金額

保険期間の経過に応じて損金の額に算入する。(ただし、払込期日以後1年以内の期間分の保険料については、短期前払費用に該当しますので、支出時の損金の額に算入することが認められています)

なお、この場合の積立保険料に相当する部分とその他の部分の金額は、保険料払込案内書や保険証券添付書類、保険契約申込書等によって区分されている金額によるものとされています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

